

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード） に係る標章等使用取扱規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）（以下「大会」という。）の開催にあたり、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が定める「公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」（平成 23 年 6 月 24 日制定。以下「J S P O 標章使用規程」という。）及び「国民スポーツ大会関係標章使用のガイドライン」に基づき、J S P O 標章使用規程に定める標章及び第 81 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めるマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（標章、マスコット等の定義）

第 2 条 この規程において「標章」とは、次に掲げるものをいう。

（1）J S P O が定める国民スポーツ大会マーク（J A P A N G A M E S マーク／以下「J . G . マーク」という。）、及びブランドロゴ（J . G . マークと「J A P A N G A M E S」のロゴタイプを併せて使用するもの）。

＜ J . G . マーク ＞



＜ブランドロゴ＞

ヨコ組【推奨】	タテ組

（2）「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「J A P A N G A M E S」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって、同一の称呼及び観念を生ずるもの。またこれらの文字標章を含む結合語又は造語。

（3）実行委員会が定める大会愛称「クリスタル国スポ岐阜 2027」
またこれの文字標章を含む結合語又は造語。

「スピードスケートミナモ」

2 この規程において「マスコット等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 実行委員会が定めるマスコット「スピードスケートミナモ」。
- （2） 実行委員会が定める「アイキャッチ」
- （3） ロゴタイプガイドマニュアルに記載のある実行委員会が定める大会愛称等の規定書体。



「アイキャッチ」

（使用許可権限の行使）

第 3 条 標章については、実行委員会が J S P O から委任を受けた使用許可権限を行使する。ただし、標章を商業目的で使用する場合には、J S P O 標章使用規程に従う。

2 マスコット等については、実行委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。

(公共目的による使用)

第4条 標章、マスコット等の使用について、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料、出版物又は無償で交付される記念品等についての使用であって、国民スポーツ大会の開催に寄与すると認められるとき。
- (2) スポーツ又は国民スポーツ大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき
- (3) 実行委員会からの大会の広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき
- (4) その他本会が大会の開催、スポーツ又は国民スポーツ大会に対する理解や普及に寄与すると認めるとき

(公共目的による使用の申請)

第5条 標章、マスコット等を公共目的による使用を希望する者は、あらかじめ「公共目的使用許可申請書」(様式第1号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会(スピード)恵那市実行委員会が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体、J S P O、公益財団法人岐阜県スポーツ協会、岐阜県内各市町村体育・スポーツ協会及びこれらに加盟するスケート競技団体が使用するとき。
- (3) 児童福祉施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条による認定こども園が使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は大会の広報目的で使用するとき。
- (5) その他会長が特に認めたとき。

(公共目的による使用の許可)

第6条 会長は、前条の規定による使用の申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 標章、マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反する、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (6) 使用目的が明らかでないとき。
- (7) 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。

(8) その他会長が標章、マスコット等の使用について不相当と認めたとき。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付したうえで「公共目的使用許可書」(様式第2号)をもって行うものとする。

(公共目的による使用の報告)

第7条 前条の規定により許可を得た者及び第5条の規定により申請書の提出を省略した第1号から第3号、第5号のいずれかに該当する者が、標章、マスコット等を公共目的による使用をしたときは、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「使用報告書」(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(商業目的による使用)

第8条 標章、マスコット等を商品、景品、広告宣伝等に使用する場合は、商業目的と認め、必要な手続きを経て、有償で使用できるものとする。

2 前項で規定する必要な手続きは、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 標章を商業目的による使用を希望する者は、J S P O標章使用規程に従うものとする。

(2) マスコット等を商業目的による使用を希望する者は、この規程に従うものとする。

(商業目的による使用の申請)

第9条 マスコット等を商業目的による使用を希望する者は、あらかじめ「商業目的使用許可申請書」(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

(商業目的による使用の許可)

第10条 会長は、前条の規定による使用の申請があった場合は、その内容が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコット等の商業目的による使用を許可するものとする。

2 前項の規定による許可は、許可番号を付したうえで「商業目的使用許可書」(様式第5号)をもって行うものとする。

3 会長は、第1項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

(商業目的による使用の報告)

第11条 前条の規定により許可を受けて、マスコット等を商業目的による使用をした者は、各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに「使用報告書」(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(商業目的による使用に係る使用料)

第12条 第10条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定めるところにより算定した額を使用料として実行委員会に納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、使用料を免除することができる。

- (1) 第5条第1項第1号から第3号までに規定する団体が使用するとき。
 - (2) その他会長が特に認めるとき。
- 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第9条に規定する使用の申請の際に、「使用料免除申請書」(様式第6号)を会長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定に基づく使用料は、第10条第2項に規定する商業目的使用許可書の通知の日から起算して、30日以内(振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日)に会長が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。なお、振込手数料については、当該許可を受けた者が負担するものとする。
 - 4 収納した使用料は、実行委員会の収入とし、大会開催準備経費及び大会開催運営経費に充当するものとする。
 - 5 納付された使用料は、返還しない。

(使用上の遵守事項)

第13条 第6条及び第10条の規定により標章、マスコット等を使用することを許可された者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用权を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。
- (4) 原則として、標章、マスコット等を使用する物件に許可番号を付記すること。ただし、その形状等から許可番号を付記することが困難な場合はこの限りではない。
- (5) 標章、マスコット等を使用する物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 使用許可された物件について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 当該物件の使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故、苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じたうえ、直ちに会長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故、苦情等に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

(使用内容の変更の申請)

第14条 使用者が、許可された使用内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「使用内容変更申請書」(様式第7号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可は、「使用内容変更許可書」(様式第8号)をもって行うものとする。

(実地調査等)

第15条 会長は、使用者に対し、標章、マスコット等の使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(違反に対する処置)

第16条 会長は、前条の規定による実地調査等の結果、標章、マスコット等の使用状況がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、その使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取り消しは、「使用許可取消書」(様式第9号)をもって行うものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

5 会長は、許可を得ずに標章、マスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、標章、マスコット等の使用停止及びその使用に係る物件の回収を求める等適切な措置を取ることができる。

6 実行委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費の負担等)

第17条 使用者は、この規程による使用の申請等に要した費用並びにその使用に係る経費及び役務を、負担するものとする。

2 実行委員会は、標章、マスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、標章、マスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月6日から施行する。

別表（第12条関係）

令和8年11月30日まで

- 1 販売を目的とするもの（商品）
小売価格（消費税等賦課前） × 製造数 × 5%
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品、有償貸出等
製造価格 × 製造数 × 5%
 - (2) 広告宣伝
使用する媒体の広告料 × 5%
※ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、協議により決定
- 3 その他営利を目的とするもの
協議により決定

令和8年12月1日から令和9年2月28日まで

- 1 販売を目的とするもの（商品）
小売価格（消費税等賦課前） × 製造数 × 30%（協賛企業は15%）
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品、有償貸出等
製造価格 × 製造数 × 30%（協賛企業は15%）
 - (2) 広告宣伝
使用する媒体の広告料 × 30%（協賛企業は15%）
※ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、協議により決定
- 3 その他営利を目的とするもの
協議により決定